

《不動産を取得された皆さんへ》

家屋・土地などの不動産を取得した時は、 不動産取得税の申告が必要です！

(※「相続」や「法人の合併」で取得した場合は除きます)

不動産取得税とは？

不動産（土地や家屋）を売買・贈与・新築・増改築などで取得した人に納めていただくものです。

いつまでに申告すればいいの？

取得した日から60日以内に申告書の提出が必要です。

どこに提出すればいいの？

申告書は、最寄りの県税事務所か、各市町村の税務(資産税)担当課に提出して下さい。

書き方がわからないんだけど？

内容についての問い合わせは、各県税事務所までお願いします。
(市町村では、申告書の受理のみの取扱いとなります)



不動産の所在地	申告書の提出先		内容の問い合わせ先
別府市	別府市役所	別府県税事務所 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	別府県税事務所 TEL 0977-67-8211
杵築市	杵築市役所		
国東市	国東市役所		
日出町	日出町役場		
姫島村	姫島村役場		
大分市	大分市役所(資産税課)	大分県税事務所 〒870-0021 大分市府内町3-10-1	大分県税事務所 TEL 097-506-5774
臼杵市	臼杵市役所		
津久見市	津久見市役所		
由布市	由布市役所		
佐伯市	佐伯市役所	大分県税事務所 佐伯納税事務所 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1	
竹田市	竹田市役所	大分県税事務所 豊後大野納税事務所 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123	
豊後大野市	豊後大野市役所		
日田市	日田市役所	日田県税事務所 〒877-0004 日田市城町1-1-10	日田県税事務所 TEL 0973-22-4175
九重町	九重町役場		
玖珠町	玖珠町役場		
中津市	中津市役所	中津県税事務所 〒871-0024 中津市中央町1-5-16	中津県税事務所 TEL 0979-22-2920
宇佐市	宇佐市役所		
豊後高田市	豊後高田市役所		